

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長雲福祉会の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事及び監事、評議員をいう。

(報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、報酬として3,000円を支給する。

2 1項で定める理事会及び評議員会とは定期の理事会及び評議員会を指し、臨時に開かれる理事会及び評議員会は含めないこととする。

(費用弁償)

第4条 役員が理事会及び評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、その要した費用の実費を支給することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(その他)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成20年4月1日より適用する

第2条 平成23年4月1日 一部改正

第3条 平成29年4月1日 一部改正